

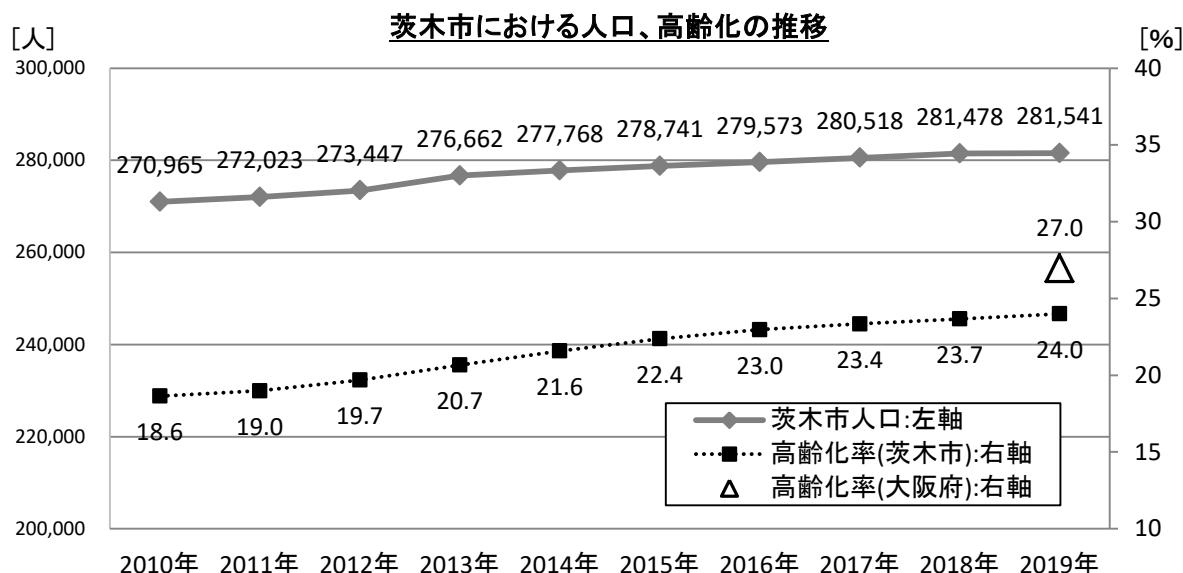
III. 市産業を取り巻く環境の変化

3-1. 市内環境の変化

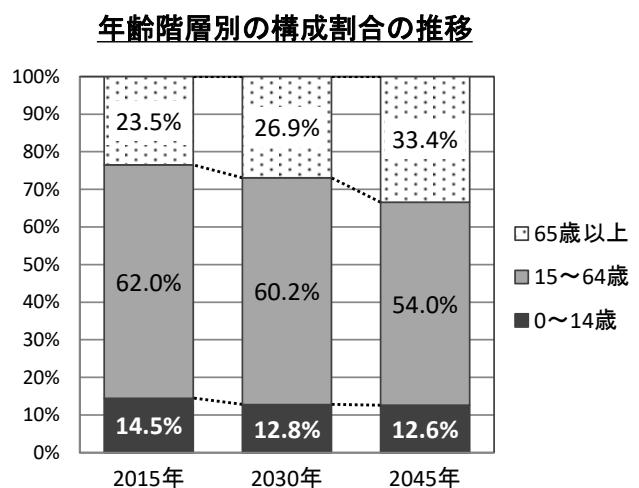
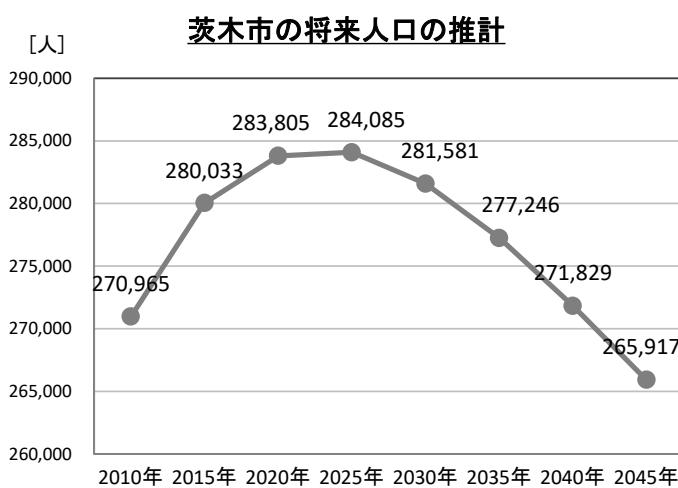
(1) 市内における人口動態の変化

本市の人口は2019年時点では281,541人となっており、2010年から2019年の10年間で継続して微増傾向にある。高齢化率を見ると、2019年時点では24.0%となっており、2010年から2019年の10年間で5.4ポイント増加し、大阪府全体（27.0%）よりは低い水準ではあるが、高齢化が進んでいる。

また、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の推計では、本市の総人口はしばらく増加が続いた後、2025年をピークに減少し、2045年には、人口が約265,917人にまで減少し、14歳以下の人口は減少する一方で65歳以上の割合は33.4%に及ぶという推計が示されている。本市において、人口減少と少子高齢化が急速に進展し、産業活動もその影響を受けることになるものと考えられる。



（資料）茨木市ホームページ（茨木市の統計データ：各年3月31日現在）、大阪府ホームページ（4月1日現在）



（資料）国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別推計人口（平成30（2018）年推計）」

(2) 事業所の転出、進出の動向

市内における大規模事業所の移転・閉鎖状況を見ると、工場・研究所が多くなっている。

一方、事業所の進出を見ると、大規模事業所跡地の関西ゲートウェイやアマゾンに加え、彩都を中心に物流施設、ニッセイ彩都センターなどのデータセンター、デサントDISCなどの研究施設の立地が顕著に見られる。このような業種の立地が多い要因として、高速道路のインターチェンジに近接し交通利便性が高いことに加え、内陸に位置し津波等の災害が少ない地形であることなどが一因であると考えられる。

市内における主な大規模事業所の移転・閉鎖状況

企業名	移転・工場閉鎖
ダイハツディーゼルNHN(株) 本社	2009年2月解散
東洋ゴム工業(株) 研究開発センター (現・TOYO TIRE(株))	2013年12月移転
パナソニック(株) 茨木工場	2014年3月生産終了
(株)ナンバースリー 本社	2015年2月移転
帝人(株) 大阪研究センター	2015年12月閉鎖
日立マクセル(株) 大阪事業所 (現・マクセルホールディングス(株))	2017年8月生産終了
大日本住友製薬(株) 茨木工場	2019年3月生産終了

(資料)各企業のホームページまたは新聞記事より作成

市内における主な事業所の進出状況

企業名	進出時期
三井倉庫(株) 茨木レコードセンター	2010年1月
日本生命保険相互会社 ニッセイ彩都センター	2010年11月
(一財)日本品質保証機構 彩都電磁環境試験所	2011年4月
安田倉庫(株) 茨木営業所	2014年4月
(株)野村総合研究所 大阪第二データセンター	2016年4月
(株)万代 彩都物流センター	2016年7月
プロジェクトスパーク茨木	2016年9月
(株)ケイシン 大阪配達センター	2017年5月
三井不動産(株) ロジスティクスパーク茨木	2017年9月
ヤマトホールディングス(株) 関西ゲートウェイ	2017年10月 ※パナソニック茨木工場 跡地
(株)デサントDISC OSAKA	2018年7月
アマゾン 茨木フルフィルメントセンター	2018年10月 ※パナソニック茨木工場 跡地
国分グループ本社(株) 関西総合センター	2019年8月 ※日立マクセル大阪事業所 跡地
(株)資生堂 新工場	2020年12月完成予定
(株)瑞光 新工場	2021年7月完成予定

(資料)各企業のホームページまたは新聞記事より作成

(3) 彩都地区の取組

彩都（国際文化公園都市）は、茨木市北部から箕面市東部にかけての丘陵地に位置している。

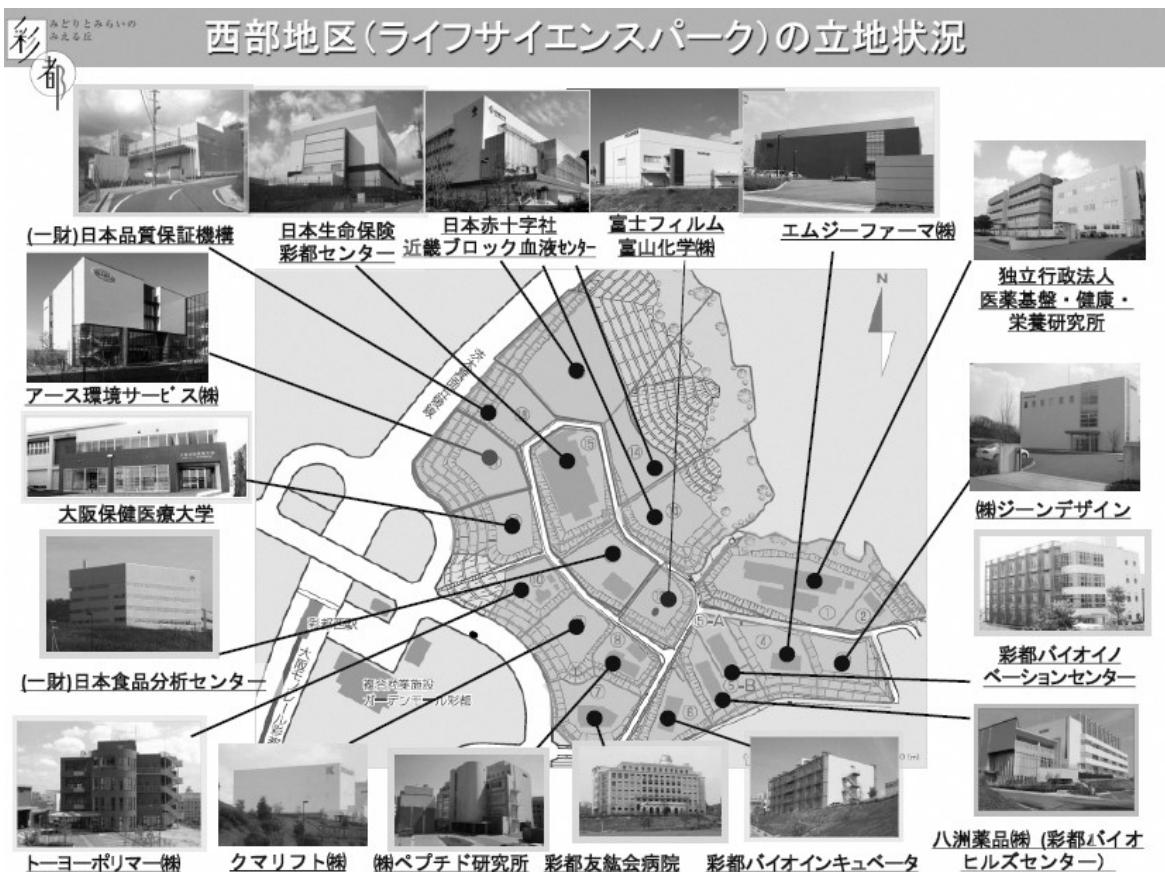
周辺の自然と調和した良好な住宅地形成とあわせて、研究開発などの機能を組み込んだ複合機能都市の形成を目指し、大阪府・茨木市・箕面市のほか、民間開発事業者や経済団体、大学、研究機関などが協力した取組を進めている。

●西部地区

2004年春にまちびらきをした西部地区には、教育施設や複合商業施設、公園などが立地するほか、バイオ・医薬・食品・コスメ・ヘルスケア等をはじめとする様々なライフサイエンス分野の研究・技術開発機能等を持つ施設並びにこれらに付随する関連施設のための一大拠点として「彩都ライフサイエンスパーク」が誕生した。以降、医薬基盤研究所を核に創薬の拠点形成が図られ、特区制度等を活用しながら、医薬品関連ベンチャー等の集積が進むとともに、2020年3月現在、全ての区画で施設が立地し、現在、17施設が開設している。このうち3施設は、大学と共同研究を行うバイオベンチャー等が入居するインキュベーションとして整備されたものであり、ベンチャーを育成する仕組みも備えたエリアとなっている。

さらに、近隣には北大阪健康医療都市（吹田市・摂津市）や創薬・医療機器開発等の支援機関（うめきた）が立地しているほか、未来医療国際拠点（中之島）の整備計画も進んでいる。大阪北部では、これらを含めたバイオクラスターの形成を進めており、成長産業であるライフサイエンス分野での国際競争力の向上を目指している。

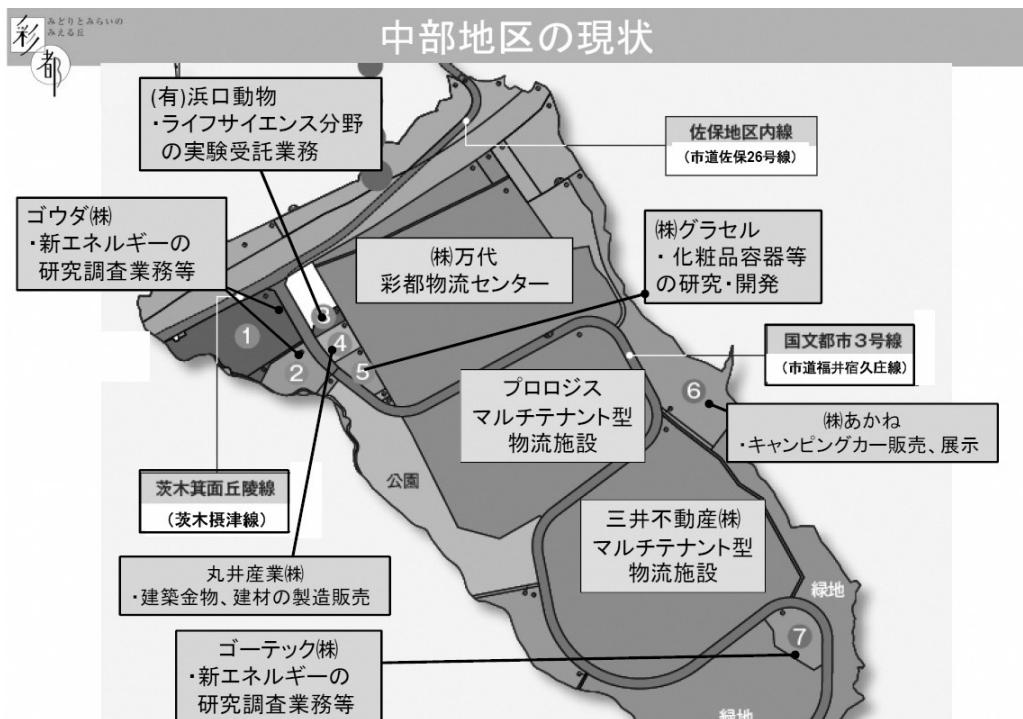
「彩都ライフサイエンスパーク」(西部地区)の企業進出状況



●中部地区

2016年春に造成工事が完了した中部地区には、大型物流施設が3施設立地し、一大物流拠点が形成するほか、2020年3月現在、7区画に6社が立地している。

彩都中部地区の企業進出状況



●東部地区

新名神高速道路の茨木千提寺インターチェンジに近接する東部地区では、2015年5月より、先行する2地区（中央東地区、山麓線エリア地区）において工事が着手されており、「資生堂」や「瑞光」などの工場および阪急阪神不動産と三菱地所との共同開発による大規模物流施設などの進出が決定している。

また、残りのエリアについても産業・業務系を中心としたまちづくりを目指し、段階的に整備していくことで地権者の合意形成がなされ、区画整理事業の実現に向け、地権者主体の取組が進められている。

(4) 交通インフラの整備と周辺環境の変化

本市は大阪・京都の中間に位置する、北大阪の交通の要衝である。

市内には、名神高速道路の茨木インターチェンジや近畿自動車道の吹田インターチェンジが所在するなど、従来自動車での輸送に強みのある立地であったが、さらに、2018年3月には、愛知県名古屋市～兵庫県神戸市を結ぶ計画の新名神高速道路のうち高槻～神戸間が開通し、茨木千提寺インターチェンジが開設された。これに伴い、当インターチェンジに近い彩都中部地区には、大型物流施設の立地も進んでいる。全線開通すれば、中部圏へのアクセスが大きく向上するほか、沿線産業・観光施設の連携による地域の発展も期待できる。



(資料) 茨木市ホームページ

鉄道の面では、JR 東海道本線（京都線）及び阪急電鉄京都線の 2 路線が市内を通っており、大阪・京都の都市部へ短時間でのアクセスが可能であるほか、大阪モノレールの利用により、大阪国際空港へのアクセスも容易である。

さらに、2018年3月には、JR 京都線の茨木駅～摂津富田駅（高槻市）間に JR 総持寺駅が開業したことで、交通の利便性向上はもとより、駅周辺へのマンション立地と追手門学院大学総持寺キャンパスの開設によって、新たな人の流れが生まれている。

また、JR 茨木駅及び阪急茨木市駅の両西口周辺は、昭和45年の大阪万博に併せて整備されたものであり、現在、交通の錯綜やにぎわいの不足など様々な課題を解決するため、再整備に向けた検討が進んでいる。

(5) 災害等による影響

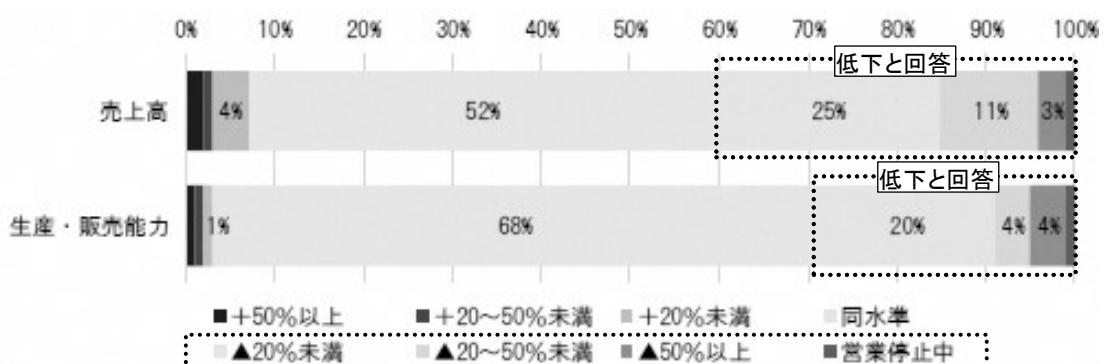
わが国では、毎年、地震・台風・集中豪雨等の自然災害が発生し、全国の事業者が直接・間接の被害を受けている。

特に、2018年度に発生した大阪府北部地震や台風第21号では、本市域の事業所においても、建物・設備の損傷や停電による操業への支障・売上の減少のほか、建物の修繕が困難となり立ち退きを余儀なくされる等の被害が多く見られた。市内事業者（回答162事業所／配布837事業所）を対象に行った「大阪北部地震に係る事業者向けアンケート調査」では、売上高については約4割、生産・販売能力については約3割程度の事業者が「低下」と回答している。

また、2019年度末から世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関しては、サプライチェーンの寸断や飲食・観光業をはじめ多くの業種で大幅な売上低下、雇用・就労の困難など、産業へ及ぼす影響は多大なものとなっている。

今後も、南海トラフによる大型地震が予想されることや、地球温暖化に伴い大規模な台風・集中豪雨の発生リスクが高まっていることなどを踏まえ、事業者においては、BCP（事業継続計画）※の策定など、災害の発生を見越した対策の必要性が高まっている。

市内事業所における震災前との比較



(資料)茨木市「平成30年大阪府北部を震源とする地震の記録(中間とりまとめ)(平成30年6月18日～平成30年8月4日)」
(令和元年10月25日現在)

※ BCP(事業継続計画)：企業が災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき行動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

(6) 大学・短期大学の立地

本市には、立命館大学、追手門学院大学、梅花女子大学、藍野大学、藍野大学短期大学部、大阪行岡医療大学の計6大学が立地している。

立命館大学大阪いばらきキャンパスは2015年にサッポロビール大阪工場跡地に開校されたものであり、また、2019年には、東芝大阪工場跡地に追手門学院大学の2つ目のキャンパスである茨木総持寺キャンパスが開校し、大規模工場から教育の場へと機能が転換される例が続いている。

立命館大学大阪いばらきキャンパス



大学・短期大学の立地は、在学生による周辺店舗での消費や市内企業への就職につながる契機であるほか、産学連携による新商品・サービスの研究開発やマーケティング等の調査委託、イベントの共同開催など、事業活動の付加価値向上に向けた連携が実現しやすい環境にあると言える。

3-2. 国における産業振興施策、産業をめぐる動向など

(1) 働き方改革の推進

我が国では、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面する中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に發揮できる環境を作ることが重要な課題になっている。

「働き方改革」は、これらの課題解決のため、労働者が個々の事情に応じて多様で柔軟な働き方を、自分で選択できるようにするためのものであり、2019年4月から「年次有給休暇の確実な取得」「時間外労働の上限規制」「正規・非正規間の不合理な待遇差解消」などを規定した「働き方改革関連法」が順次施行されている。

働き方改革は労働環境の整った魅力ある職場づくりにもつながり、人手不足の解消や、それに伴う業績の向上や利益の増進も期待できるため、特に中小企業・小規模事業者での取組が求められる。

「働き方改革」における事業主の責務

長時間労働の是正 多様で柔軟な働き方の実現	時間外労働の上限規制 年次有給休暇の確実な取得／労働時間の客観的な把握／ フレックスタイム制の拡充／高度プロフェッショナル制度／ 勤務間インターバル制度の普及促進／産業医・産業保健機能の強化 残業の割増賃金率の引上げ
雇用形態にかかわらない 公正な待遇の確保	不合理な待遇差の解消／待遇に関する説明義務の強化／ 行政指導や裁判外紛争解決手続(行政ADR)の規定の整備

「働き方改革」の推進に向けた各種支援策

専門家による無料相談窓口	よろず支援拠点／働き方改革推進支援センター／ハローワーク
設備・IT導入等による 生産性向上&業務効率化支援	ものづくり・商業・サービス補助金／IT導入補助金／ 小規模事業者持続化補助金／人材確保等支援助成金／ 中小企業の投資を後押しする固定資産税特例／ 業務改善助成金／時間外労働等改善助成金
魅力ある 職場づくり&人材育成	両立支援等助成金／育児・介護支援プラン導入支援事業／ 65歳超雇用推進助成金／人材確保等支援助成金／ キャリアアップ助成金／産業保健関係助成金／人材開発支援助成金

(資料・このページ2点とも) 政府広報ホームページ「中小企業も!働き方改革」

(2) 先端設備等導入計画による生産性向上支援

中小企業者の設備投資を通じて、労働生産性の飛躍的な向上を図ることを目的とした「生産性向上特別措置法」において、国では平成30年度～令和2年度を集中投資期間と位置づけ、中小企業者の設備投資を支援している。

中小企業者は、国から同意を受けた市区町村の「導入促進基本計画」に基づき、「先端設備等導入計画」を策定し、市区町村の認定を受けることで、税制支援や金融支援などの支援措置を活用することが可能となる。本市においても「導入促進基本計画」を策定し、「先端設備等導入計画」の申請を受け付けている。

先端設備等導入計画の主な要件

要 件	内 容
計画期間	計画認定から3年間、4年間又は5年間で目標を達成する計画であること
労働生産性	計画期間内において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備であること
計画内容	<ul style="list-style-type: none">・国の「導入促進指針」及び市の「導入促進基本計画」に適合すること・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること・認定経営革新等支援機関（商工会議所等）において事前の確認を行った計画であること

先端設備等導入計画の認定により中小企業者が受けられるメリット

● 固定資産税の特例

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、一定の要件を満たした場合、償却資産の固定資産税が3年間ゼロになる（茨木市の場合）。

※但し、固定資産税の特例措置を受けるには、工業会証明書の提出が必要。

● 国の補助金における優先採択

国が実施する各種補助金について、優先採択（審査時の加点）の対象となる。
・ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業（ものづくり・サービス補助金）
・サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT補助金）
・小規模事業者持続化補助金（持続化補助金）など

● 中小企業信用保険法の特例

先端設備等導入計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証が受けられる。

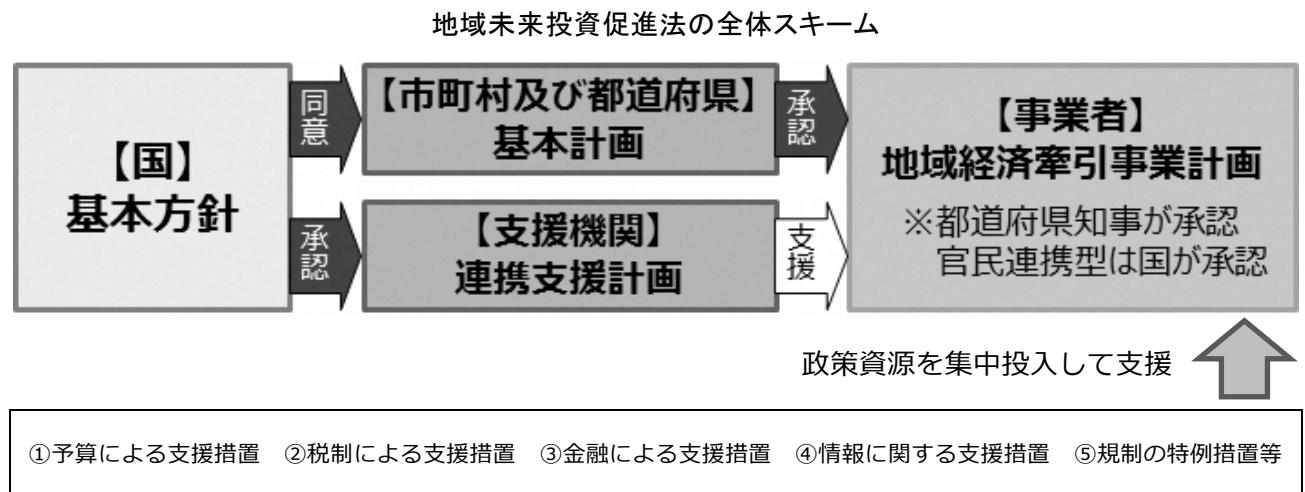
（資料・このページ2点とも）茨木市ホームページ

※ここで「中小企業者」とは、市内の事業所において設備投資を行い、中小企業等経営強化法第2条第1項の定義に準ずる会社及び個人事業主等であり、中小企業者のうち、一般社団法人、医業を主たる事業とする法人、歯科医業を主たる事業とする法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人については対象外となっている。

(3) 地域未来投資促進法による地域経済牽引事業の促進

地域未来投資促進法では、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより、地域経済を牽引する事業（＝地域経済牽引事業）を促進するため、国が集中的に支援するものである。こうした取組が全国津々浦々で活発になり、地域経済における『稼ぐ力』の好循環が実現されるよう、政策資源の集中投入を図っている。

事業者は、市町村及び都道府県が策定した基本計画に基づいて「地域経済牽引事業計画」を策定し、都道府県知事（官民連携型の場合は国）の承認を受けることで、税制・金融による支援措置や規制の特例措置など、国からの各種支援を受けることができる。



大阪府内では、2019年度までに本市を含め19件の基本計画が国の同意を得ている。

本市では、2020年3月に基本計画を策定しており、その中では、「成長ものづくり分野」及び「ライフサイエンス分野」を促進する分野として位置づけ、これらの産業の集積を生かし、生産技術力や研究開発力の更なる高度化を目指すとともに、質の高い雇用の創出や地域内の他産業への経済的波及効果により、地域経済の活性化を図ることとしている。

茨木市の基本計画の概要

地域経済牽引事業の承認要件	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を活用すること（①②いずれか） <ul style="list-style-type: none"> ① 化学工業、食料品製造業、プラスチック製品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり産業 ② 医療・医薬品関連等の産業集積を活用したライフサイエンス分野 ・高い付加価値額を創出すること ・いずれかの経済的効果が見込まれること
経済効果の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・1件当たり平均6,916万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を4件創出する ・市域へ1.35倍の波及効果をもたらす ・市域で374百万円の付加価値を創出する
計画期間	令和2年3月19日～令和6年度末日

(資料) 経済産業省 地域経済産業グループ「地域未来投資促進法について」(令和2年1月)

(4) 小規模事業者支援法に基づく支援体制

近年、地域の経済や雇用を支える小規模事業者は、人口減少や経営者の高齢化など経済社会の構造変化によって厳しい経営環境におかれている。こういった状況を踏まえ、2014年に、小規模事業者支援法の一部が改正され、商工会または商工会議所が小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援を実施する「経営発達支援事業」を位置付け、「経営発達支援計画」を経済産業大臣が認定する仕組みが導入された。

現在、「経営発達支援計画」の作成に当たっては、商工会または商工会議所と市町村が共同で計画を作成し、経済産業大臣が計画認定する際には都道府県知事の意見を聴くこととなっている。

また、小規模事業者に甚大な影響を及ぼす大規模災害が相次いでいることから、2019年の法改正において、商工会または商工会議所が小規模事業者の事業継続力強化に向けた取組を支援する「事業継続力強化支援事業」が新たに位置付けられ、市町村と共同で作成する「事業継続力強化支援計画」を都道府県知事が認定する仕組みが導入された。

本市においても、茨木商工会議所と共同で作成した「事業継続力強化支援計画」について、2020年3月に認定を受けている。

経営発達支援事業・事業継続力強化支援事業の主な内容

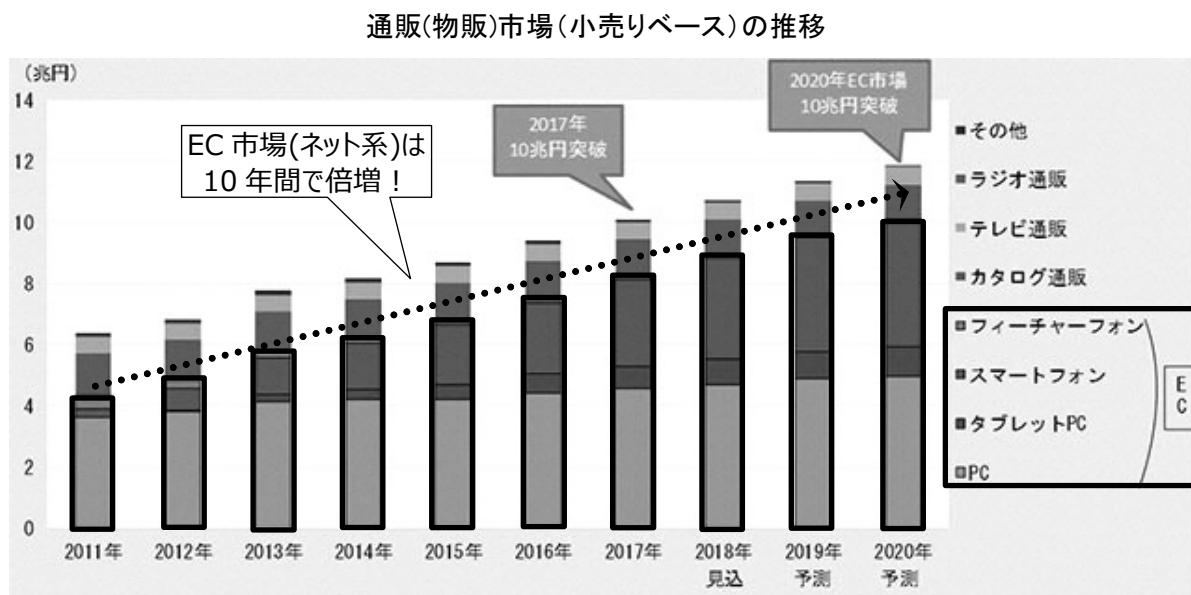
【経営発達支援事業】	【事業継続力強化支援事業】
○ 小規模事業者の経営状況の分析	○ 事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起
○ 需要を見据えた事業計画の策定・実施に係る伴走型の指導・助言	○ 自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、各種制度の情報の提供
○ 小規模事業者の提供する商品、サービスの需要動向及び地域の経済動向に関する情報の収集、提供等	○ 事業者BCPの策定に関する指導及び助言
○ 広報、商談会・展示会等を用いた需要の開拓に寄与する事業	○ 事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップの実施
	○ 事業継続力強化に関する知見の共有
	○ 自然災害等発生時の商工業の被害状況の把握・報告、自然災害等発生時に応急復旧活動に従事する小規模事業者の経営状況・事業継続力強化の取組状況の確認

(資料) 中小企業庁 小規模企業振興課「経営発達支援計画の申請ガイドライン」(令和2年9月)

大阪府 「事業継続力強化支援計画の申請ガイドライン」(令和元年10月)

(5) EC (電子商取引) の台頭

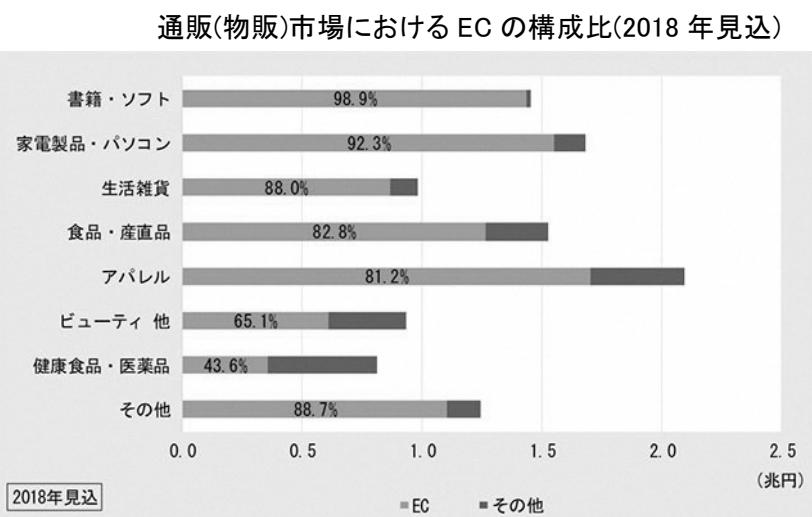
民間調査会社の報告によると、通販市場(物販)は、パソコンやスマートフォンなどで商品を発注する EC (electronic commerce、電子商取引) の普及に牽引され、年々拡大している。通販市場に占める EC の構成比は、2017 年には 80% を超えており、中でも、スマートフォンを経由した EC 市場は 2011 年からの 10 年間でほぼ倍増するものとみられている。



通販市場に占める EC の構成比が特に大きいのは「書籍・ソフト」、EC の市場規模が最も大きいのは「アパレル」となっている。

また、食品・産直品 (82.8%) も、ネットスーパーの普及により EC 化が急速に進んでいる。買い物が困難な高齢者世帯や、家事の時間短縮を求める共働き世帯などからの需要が見込まれるため、今後も EC 化が進展する分野であると考えられる。

EC 化の進展は、消費者の利便性や事業者の効率性・販路拡大の面などでメリットがある一方、事業者にとっては導入の際の手間や費用負担が発生する、EC との競合によって実店舗による小売店が減少すると情報弱者とされる層の買い物が困難になるといった課題も予想される。



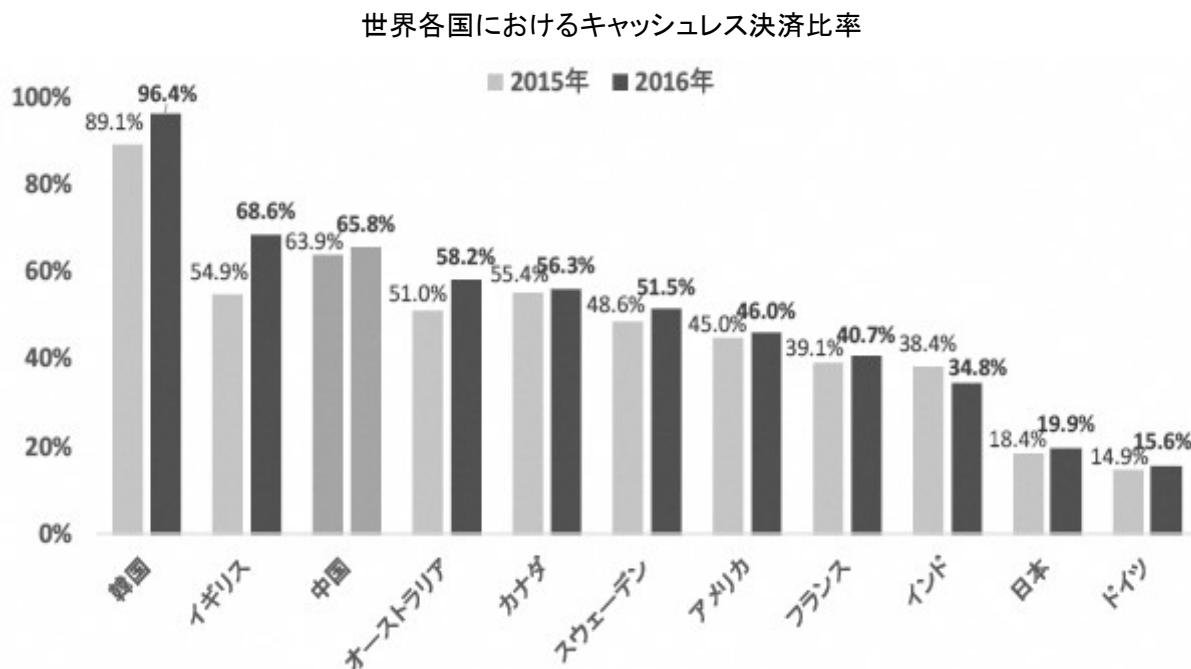
(資料・このページ2点とも)富士経済グループ プレスリリース第 19043 号

「通販市場は 2017 年に 10 兆円突破 EC 市場は 2020 年にも 10 兆円突破の予測」

(6) IT、キャッシュレス化の進展

近年、決済のキャッシュレス化が世界的に進展しており、クレジットカード、電子マネー、スマートフォンを用いたQRコードによる決済など、様々な企業が多様な決済手段を提供している。

現在、世界各国のキャッシュレス決済比率を比較すると、キャッシュレス化が進展している国は多くは40～60%台であるのに対し、日本は20%未満に止まっており、世界的なキャッシュレス化の流れから遅れを取っている。



(資料)「キャッシュレス・ロードマップ 2019」2019年4月 一般社団法人キャッシュレス推進協議会

※出典元:世界銀行「Household final consumption expenditure (2015年(2017/8/2版)、2016年(2019/1/25版))」及びBIS「Redbook Statistics (2015年、2016年)」の非現金手段による年間支払金額から算出
→中国に関しては、Euromonitor Internationalより参考値として記載

わが国でも、東京オリンピック・パラリンピックや大阪万博を前に、消費者の利便性や事業者の生産性向上、インバウンド需要の取り込み等に繋がるとして、キャッシュレス決済を推進している。

経済産業省では、2019年10月の消費税率の引上げに伴い、消費喚起とキャッシュレス決済推進の観点から、中小・小規模事業者のキャッシュレス決済の導入や消費者へのポイント還元を支援する「キャッシュレス・消費者還元（ポイント還元）事業」を実施しており、2020年3月1日現在、大阪府内で84,899事業所（うち茨木市1,266）が登録加盟している。

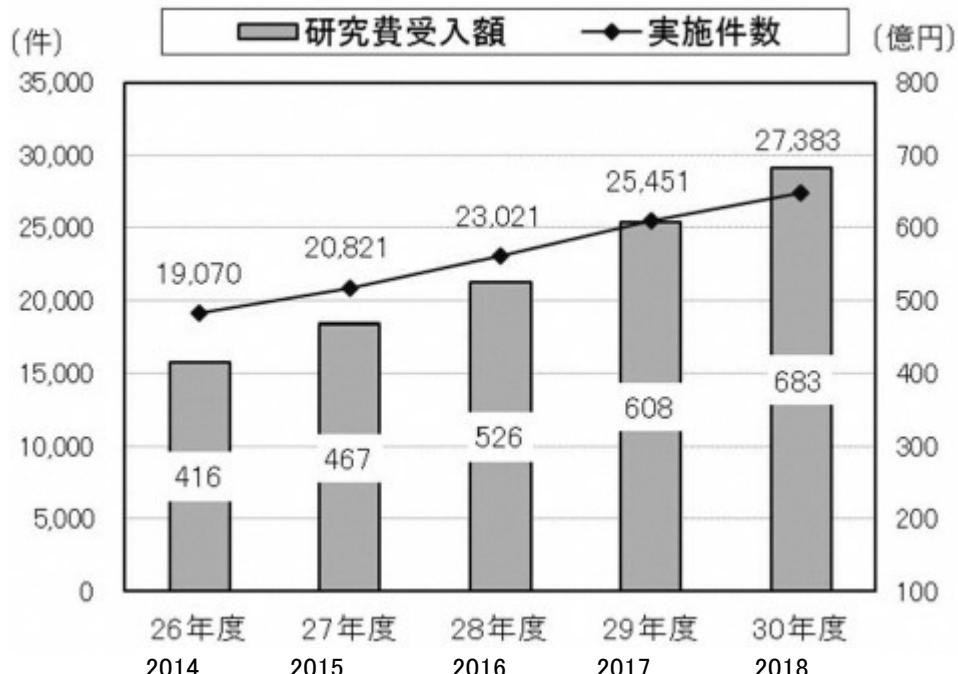
こうした流れを踏まえ、キャッシュレス決済未対応の事業所においても、新たな顧客の獲得やレジの省力化による生産効率向上などの観点から、今後導入の検討は有効であると考えられる。

(7) 産学連携の進展

文部科学省の調査によると、大学等における民間企業との共同研究において、「研究費受入額」は約683億円と、前年度と比べて約75億円増加(12.2%増)し、2014年度から2018年度の5年間では267億円増加(64.1%増)した。また、「研究実施件数」は27,383件と、前年度と比べて1,932件増加(7.6%増)し、2014年度から2018年度の5年間では8,313件増加(43.6%増)した。

受入額・実施件数ともに近年増加傾向にあり、中でも私立大学等の増加が顕著である。

民間企業との共同研究実施件数及び研究費受入額の推移



区分	国立大学等		公立大学等		私立大学等		計		実施件数		受入額	
	実施件数	受入額 (百万円)	実施件数	受入額 (百万円)	実施件数	受入額 (百万円)	実施件数	受入額 (百万円)	対前年度 増減数	対前年度 増減率	対前年度 増減額 (百万円)	対前年度 増減率
26年度	14,336	33,108	1,278	1,911	3,456	6,584	19,070	41,603	1,189	6.6%	2,579	6.6%
27年度	15,666	36,718	1,359	2,208	3,796	7,793	20,821	46,719	1,751	9.2%	5,116	12.3%
28年度	17,124	40,503	1,460	2,768	4,437	9,285	23,021	52,557	2,200	10.6%	5,838	12.5%
29年度	18,742	48,350	1,568	2,357	5,141	10,107	25,451	60,814	2,430	10.6%	8,256	15.7%
30年度	19,861	53,122	1,756	3,012	5,766	12,118	27,383	68,252	1,932	7.6%	7,439	12.2%

(資料)「平成30年度大学等における産学連携等実施状況について」(令和2年1月17日)

文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課 大学技術移転推進室

※同調査における大学等は、国公私立大学(短期大学を含む)、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関を示している。

(計1,069機関)

本市には、市内及び近隣に多くの大学・短期大学が立地しており、産学連携を導入するにあたって恵まれた環境にあると言える。

市内事業所においては、研究開発など理系分野だけでなく、幅広い分野で大学との連携を検討し、取り入れることで、事業活動の更なる付加価値向上が期待できる。

3-3. 産業振興ビジョン、アクションプランの取組

本市では、市の特性や強みを活かした産業振興の方向性の指針として、おおよそ 10 年先の産業やまちのあるべき姿を描いた「産業振興ビジョン」を平成 21 年度に策定した。また、ビジョンの実現のための取組内容を具体的化した「産業振興アクションプラン」を平成 22 年度に策定・平成 27 年度に改定し、ビジョンの方向性と重点取組に基づいて取組を進めてきた。

《ビジョンにおける産業振興の基本的な考え方》

Something New

つながりを大切に こだわりとがんばりで 新しい価値の創造を目指す

● 重点取組 1 成長を目指す事業者の活力向上

(事業活動の価値向上／創造的機能の集積と企業立地の促進／起業の促進と成長支援)

主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">事業者同士や産業支援機関との<u>交流機会</u>の充実<u>産業活性化プロジェクト促進事業</u>による商品開発や認知度向上の支援<u>企業への巡回訪問</u>の強化彩都ライフサイエンスパークに集積する<u>バイオ関連企業</u>の成長支援起業セミナーや交流会、補助制度の充実による<u>起業の支援</u>
成果や現状	<ul style="list-style-type: none">○ビジネス交流会や異業種交流会の開催、製造業を中心とした市職員による巡回訪問の強化など、事業者間の交流の場や支援制度情報の提供に努めた。○事業者間の連携による商品開発や認知度向上の取組を支援する提案公募型補助制度（産業活性化プロジェクト促進事業）を創設し、地元農産物を活用した調味料の開発等が実現した。しかし、近年は新たな取組の提案が減少しており、連携や取組を生む仕掛けづくりやコーディネート機能の充実が課題となっている。○ライフサイエンスパークでは、インキュベーション施設の賃料を補助するなど、民間企業とも連携して企業の集積・育成に取り組んだ結果、遺伝子治療薬を開発・製造販売承認を取得した企業も現れた。一方で、インキュベーションで成長した企業が事業拡大に向けて自社の施設を構える際、希望に合う規模や環境の用地・物件が市内になく市外へ移転するケースも見られることや、ライフサイエンスパーク内で連携・取引に至る事例が少ないとから、事業拡大のための用地・物件の確保及び集積の効果を活かして成長につなげる基盤づくりが課題となっている。○起業の支援では、自宅やインターネット上で始めたビジネスを拡大・法人化する場合も補助対象となるよう制度を拡大したことによって、ギャラリー併設のカフェや親子向けバスツアーを企画する会社など、個性や魅力のある事業が市内に生まれた。また、女性向け・学生向けなど対象者の層に応じた起業セミナー、起業者向けの交流会の開催により、開業率には表れないが、起業にチャレンジする機運が醸成された。

● 重点取組 2 市民の快適な暮らしや地域社会を支える機能の充実

(まちのにぎわい創出／地域の生活支援と快適性の向上／地元産農産物の流通の促進)

主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">民間発の取組を誘発する<u>プロジェクト創出会議</u>の開催<u>地域魅力アップイベント創出育成事業</u>による民間発イベントの支援商店街等による<u>生活支援サービス</u>の充実<u>おいもグルメフェア</u>による茨木ブランド創出と店舗の認知度向上<u>農商連携</u>による茨木産農産物の販売機会の拡充
--------	---

成果や現状	<p>○市民や事業者のアイデアをプロジェクト化するためのプロジェクト創出会議を開催し、「ヴィンテージカーショー」や「鼓動（たたき）初め」など多くのイベントが実現した。また、提案公募型補助金（地域魅力アップイベント創出育成事業、産業活性化プロジェクト促進事業）で新たな取組を支援。「バルフェスタいばらき」など現在も継続されているイベントも生まれ、まちのにぎわいに繋がっている。</p> <p>○商店街では、市の補助制度を活用して茨木産農産物を販売するマルシェの改装が行われたほか、キッズスペースの設置やマップ作成など独自に生活支援サービスに取り組む商店街も見られた。</p> <p>○市内農産物の活用促進と飲食店のPRのため、市内店舗が提供する茨木産さつまいもを使ったメニューをスタンプラリー形式で食べ歩くおいもグルメフェアを開催した。茨木ブランドと言えるメニューの創出・発信には課題が残るもの、イベントを通して初めて店舗を訪れる客も見られ、店舗の認知度向上には一定の効果があった。</p> <p>○農業者と飲食業者の交流会を開催し、2件のマッチングが実現した。しかし、農業者と飲食業者の需給バランスの調整や安定供給、配送に係る負担などの課題があることから、今後はマルシェや直売所などの場を活用した販売・購入機会の充実を図る。</p>
-------	--

● 重点取組3 産業を活性化させる基盤づくり (連携の促進／人材の確保と育成／支援機能の充実)	
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>産学連携交流サロン</u>の開催による産学連携のきっかけづくり ・<u>産学連携スタートアップ促進事業</u>による連携と実用化の支援 ・就労支援フェアなどの開催による<u>人材確保の支援</u> ・セミナーや補助制度の充実による<u>人材育成</u>の支援 ・<u>働きやすい職場づくり</u>に取り組む事業所の支援
成果や現状	<p>○事業者と大学関係者の交流の場となる産学連携交流サロンを開催したほか、提案公募型補助金（産学連携スタートアップ促進事業）により連携を支援した。しかし、製品等の実用化に至った案件は平成28年度以降の4年間では4件にとどまり、コーディネート機能の充実が課題となっている。</p> <p>○就労支援フェア等の開催により、人手不足の事業所や就職困難者を支援した。</p> <p>○勤労者向けセミナーや中小企業大学校のサテライトゼミを市内で実施したほか、研修費用の助成を行い、自社内での研修等が難しい事業所の人材育成を支援した。</p> <p>○働きやすい職場づくりに取り組む事業所を市が認定する制度を創設し、市補助金活用時の優遇措置を設けた結果、3年間で14の認定事業所が生まれた。</p> <p>○市の産業振興の取組や支援施策に対する事業者の認知度が低く、積極的な情報発信や効果的な手法を検討する必要がある。</p>